

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩文**

北上地区消防組合条例第 8 号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第11号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、北上地区消防組合<u>区域内</u>における火災予防上必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、北上地区消防組合<u>を組織する北上市及び西和賀町</u>における火災予防上必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p>

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) [略]

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉して行なうこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 [略]

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて北上地区消防組合管理者(以下「消防組合管理者」という。)が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) [略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 [略]

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 消防組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、注意報が発せられた北上市及び西和賀町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、
前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる
区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中
における火の使用の制限)

第29条の9 消防組合管理者は、林野火災の予防を目的として
火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性
を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象とな
る区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指
定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催
しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日
の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防
火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上
必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に
基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、
屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」
という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関するこ
と。

(4)～(6) [略]

2 [略]

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指
定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催
しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日
の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防
火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上
必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に
基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、
屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において
「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に
関すること。

(4)～(6) [略]

2 [略]

<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第47条 この条例の実施のための手続きその他その実施について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第47条 この条例の実施のための手続きその他その実施について必要な事項は、<u>消防組合管理者</u>が定める。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月25日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的に林野火災の予防に関する章を新設するほか、所要の整備をしようとするものである。